

岐阜県公報

目次

岐阜県会計規則の一部を改正する規則	(出納管理課)	一
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則	(同)	六
告示		
岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示の一部改正	(同)	七
岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に関する告示の一部改正	(同)	七

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第百六十九条の四第二項」を「第百六十九条の七第二項」に改める。

第五十三条(見出しを含む)中「除権判決」を「除権決定」に改め、「受けたときは」

の下に、「除権決定の正本を徴し」を加える。

第五十四条第一項中「除権判決」を「除権決定」に、「判決書」を「除権決定の正本」

に改める。

第八十三条第二項第一号中「三万円」を「三万円」に改める。

第一百七十七条第一項中「三・七パーセント」を「三・六パーセント」に改める。

本庁各課(財政課、法務・情報公開課、行政改革課、職員厚生課、税務課、管財課、総務事務センター、市町村課、地域振興課、情報企画課、研究開発課、国際課、統計課、廃棄物対策課、不法投棄監視課、地球環境課、男女参画青少年課、人づくり文化課、人權施策推進課、医療整備課、保健医療課、生活衛生課、業務

本庁各課の出納員(出納管理課にあつては総括管理監の職にある出納員)

別表二中

水道課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、地域福祉国保課、モノづくり振興課、商業流通課、企業誘致課、情報産業課、中小企業課、観光・ブランド振興課、労働雇用課、県産材流通課、森林整備課、治山課、施設調整課及び競技式典課を除く。）	人事課の出納員
財政課 法務・情報公開課 行政改革課 職員厚生課 税務課 管財課 総務事務センター	

本庁各課（市町村課、情報企画課、研究開発課、国際課、統計課、観光・ブランド振興課、地域振興課、廃棄物対策課、不法投棄監視課、地球環境課、男女参画青少年課、少子化対策課、人づくり文化課、人権施策推進課、医療整備課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、地域福祉国保課、モノづくり振興課、商業流通課、企業誘致課、情報産業課、中小企業課、労働雇用課、県産材流通課、森林整備課、治山課、施設調整課及び競技式典課を除く。）

本庁各課の出納員（出納管理課にあつては総括管理監の職にある出納員）

村課
振興課
企画課
開発課
課

を

市町村課
情報企画課
研究開発課
国際課
統計課
観光・ブランド振興課
地域振興課

に、

市町
地域
情報
研究
国際
統計

を

廃棄物対策課
不法投棄監視課
地球環境課
男女参画青少年課
人づくり文化課
人権施策推進課

を

廃棄物対策課
不法投棄監視課
地球環境課
男女参画青少年課
少子化対策課
人づくり文化課
人権施策推進課

に、

モノづくり振興課
商業流通課
企業誘致課
情報産業課
中小企業課
観光・ブランド振興課
労働雇用課

を

モノづくり振興課
商業流通課
企業誘致課
情報産業課
中小企業課
労働雇用課

興課

に、「産業政策課」を「商工政策課」に改め、阿多岐夕

△管理事務所の項を削る。
第七号様式を次のように改める。

第二十八号様式中「資金前渡職員(担任者)職 氏 名[㊟]」を「資金前渡職員(担任者) 氏 名[㊟]」に改める。
 第二十九号様式の八中「供用状況」を「供用担任者等」に、「備考1」を「特記事項」に、「備考2」を「遊休物品」に、「備考3」を「出納理由」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 特定物品及び特定動物については、使用目的及び所在場所の記載は不要とする。
 第三十九号様式之中「検査員職氏名」を「検査者氏名」に、「検査員の氏名欄」を「検査者氏名欄」に改め、同様式区中「検査員 職 氏名」を「検査者氏名」に、「検査員の氏名欄」を「検査者氏名欄」に改める。

第四十三号様式区中「検査員 職 氏 名 様」を「検査員 氏 名 様」に、「(被検査者)職 氏 名[㊟]」を「(被検査者) 氏 名[㊟]」に改める。

「前任者 出納員 氏 名 様」に、「(被検査者) 氏 名 様」に、「前任者 職 氏 名 様」を「前任者 職 氏 名 様」に、「(被検査者) 氏 名 様」を「(被検査者) 氏 名 様」に改める。
 第四十四号様式区中「立会人 職 氏 名」を「立会人 氏 名」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の岐阜県会計規則に規定する第七号様式については、この規則による改正後の岐阜県会計規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、現金(証券)領収証書原符に改正後の規則第七号様式の現金(証券)領収証書原符の引継欄の内容を手書きで記載することにより、なお使用することができる。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表健康福祉部健康福祉政策課の項の次に次のように加える。

林政部森林整備課	森林整備課美濃市駐在	美濃市駐在において取り扱う有料道路自動料金収受システム用に供する識別カード(以下「識別カード」という。)の出納、保管及び記録管理に関すること。
----------	------------	---

第九条第一項の表産業労働部情報産業課の項、加茂高等学校の項、恵那南高等学校の項及び中津高等学校の項を削り、同表警察本部総務室会計課の項中

総務課

総務課において取り扱う有料道路自動料金収受システム用に供する識別カード(以下「識別カード」という。)の出納、保管及び記録管理に関すること。

総務課	総務課において取り扱う識別カードの出納、保管及び記録管理に関すること。
取調べ監督課	取調べ監督課において取り扱う識別カードの出納、保管及び記録管理に関すること。

に改める。

別表第二東京事務所の項中「総務課長」を「管理調整担当を命ぜられた上席の職員」

に改め、同表名古屋事務所の項中「総務課長」を「調査担当を命ぜられた上席の職員」に改め、同表セブミックス研究所の項中「総務課長」を「管理調整担当を命ぜられた上席の職員」に改め、同表保健所に置かれる事務所の項中「衛生健康課長」を「生活衛生担当を命ぜられた上席の職員」に改め、同表国際たぐみアカデミーの項中「総務課長」を「管理部長」に改め、同表木工芸術スクールの項中「総務課長」を「訓練課長」に改め、同表森林文化アカデミーの項中「総務課長」を「管理課長」に改め、同表ミュージアムひだの項中「ミュージアムひだ」を「文化財保護センター」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四号」を「第十号から第十六号まで」に改め、「別表」の下に「上欄に掲げる条例に規定する手数料のうち同表下欄」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

<p>一 岐阜県総務関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第九号。以下この項において「手数料条例」という。）</p>	<p>1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料 2 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの</p>
<p>二 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例</p>	<p>1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料 2 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請</p>

（平成二十一年岐阜県条例第十七号。以下この項において「手数料条例」という。）

三 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号。以下この項において「手数料条例」という。）

四 岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号。以下この項において「手数料条例」という。）

五 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号。以下この項において「手数料条例」という。）

六 岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号。以下この項において「手数料条例」という。）

の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの（手数料条例別表第一四の表に規定する手数料を除く。）

1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料

2 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの

3 手数料条例別表第一一の表に規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

4 手数料条例別表第一四五の表に規定する手数料

5 手数料条例別表第一四七の表に規定する手数料

6 手数料条例別表第一四八の表に規定する手数料

1 手数料条例第三条第一項ただし書の規定により申請の際に徴収しない手数料として規則で定めるもの

2 手数料条例別表七の表に規定する手数料

3 手数料条例別表十九の表に規定する手数料（農政部農業技術課において徴収するものを除く。）

4 手数料条例別表二十の表に規定する手数料（家畜人工授精講習会手数料及び家畜受精卵移植講習会手数料を除く。）

5 手数料条例別表二十一の表に規定する手数料

1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料

2 手数料条例第二条第二項に規定する手数料

1 手数料条例第二条第二項に規定する手数料
2 手数料条例別表第一七の表に規定するパーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

岐阜県用度事業事務取扱規則（昭和三十四年岐阜県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式を次のように改める。

別記第5号様式甲（第6条関係）

ページ

年度会計支出負担額通知書
年度会計支出負担額内訳書（品目別）

年 月 日

所 属	年 月 日	品 目	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)

別記第5号様式乙(第6条関係)

年度会計支出負担額通知書
年度会計支出負担額内訳書(電話)

ページ

年 月 日

所 属	今年 月 日	電話番号	基本料	ダイヤル通話料	電 報 料	工 事 料	国際・その他
	今回支出負担額通知						
確認日	年 月 日						
確認者							
計							

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十一号

岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示(昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。ただし、別表二株式会社十六銀行中央市場支店の項の改正規定は、平成二十一年四月十三日から適用する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表二株式会社十六銀行中央市場支店の項中「株式会社十六銀行中央市場支店」を「株式会社十六銀行あかね支店」に改め、同表株式会社十六銀行三田洞支店の項中「岐阜城北高等学校」の下に「文化財保護センター」を加え、同表株式会社十六銀行大野支店の項中「西濃保健所揖斐センター」を削り、同表株式会社十六銀行西高山支店の項中「コミュニティアムひだ」を削り、同表株式会社大垣共立銀行揖斐支店の項中「西濃振興局揖斐事務所」の下に「西濃保健所揖斐センター」を、「揖斐高等学校」の下に「揖斐特別支援学校」を加える。

岐阜県告示第二百五十二号

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に関する告示(平成十八年岐阜県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「西濃保健所揖斐センター」を削る。

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社